様式第16条(第16条関係)

個人情報不訂正決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

様

土佐清水市長　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで請求のありました個人情報の訂正につきましては，土佐清水市個人情報保護条例第24条第3項の規定に基づき，次のとおり訂正しないことと決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 1　訂正請求に係る個人情報の内容等 | 　 |
| 2　訂正をしない理由 | 　 |
| 3　所管課 | 電話番号(　　―　　　　) |
| 4　備考 | 　 |

（教示）

1　この決定に不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，市長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定の取消しの訴えは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に土佐清水市を被告として（訴訟において土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。）提起することができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても，決定の日の翌日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし，決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には，決定の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。